

## 《費用対効果分析説明資料》

事業名	河川総合開発事業	地区名等	駒込ダム
-----	----------	------	------

## 【費用対効果の算定内容】

## 1. 費用対効果の算定根拠

算定については、『治水経済調査マニュアル(案)』(令和2年4月 国土交通省水管理・国土保全局)に基づき行った。

本マニュアルにおいては、経済評価するうえで洪水氾濫被害の防止効果および整備した施設の評価対象期間終了後における価値を便益(B)とし、事業着手時点から完成に至るまでの総建設費と、評価対象期間内における維持管理費を費用(C)として、それぞれ現在価値化したものを評価することとしている。

## 2. 事業全体の投資効率性

## 1) ダム建設に要する費用

総費用(C) = 54,237 百万円

総費用算出根拠

ダム建設費及び維持管理費を年度別に設定し、現在価値化した。

	ダム建設費	維持管理費	合計
事業費	41,339	-	-
現在価値化	51,115	3,122	54,237

## 2) ダム建設による便益

総便益(B) = 64,749 百万円 + 22,288 百万円 + 1,829 百万円 = 88,866 百万円

総便益算出根拠

想定氾濫区域における家屋・家庭用品・農作物・公共土木施設等の洪水氾濫被害がダム事業によって軽減される額及びダム事業による不特定分に係る便益を算定し、現在価値化した。また、整備した施設の評価対象期間終了後における価値(残存価値)を算定し、現在価値化した。

なお、施設の整備期間と施設の完成から50年間までを評価対象期間とする。

世帯数 (世帯)	農漁家数 (世帯)	水田面積 (ha)	事業所数 (箇所)	年平均被害軽減額 (百万円)	評価対象期間内被害軽減額 (百万円)	不特定分の便益 (百万円)	残存価値 (百万円)
6,848	17	0.976	779	4,290	64,749	22,288	1,829

## 【費用対効果分析の結果】

B/C (再評価時点) = 88,866 百万円 / 54,237 百万円 = 1.64

第6次青森県環境計画  
開発事業等における環境配慮指針チェック表  
(土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階)

(事業名 駒込ダム建設事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>1 土地・植生の改変(造成、敷地整備)段階での環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(1) 農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境・資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域外の生育適地に移植するなど希少種等の保存に努める。	駒込ダムは十和田八幡平国立公園内に建設されることから、ダム工事は十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書に従って行なう。また、樹林地の伐採面積の最小化や選定した重要種が改変地で確認された場合には個体の移植に努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。	土地の改変面積等を必要最小限に止め、緑地の確保に努める。また、工事中は土石の落下や重機の走行等により緑地の消失面積が広がらないように配慮する。
<input checked="" type="checkbox"/>	農林地等の緑地や植生の改変に当たっては、緑地や植生が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。	ダム建設に伴って解除される保安林47haについては、解除面積に相当する代替保安林113haを確保し(平成16年5月21日付け青森県告示第394号で指定)、保安林機能の保全を図っている。
<input checked="" type="checkbox"/>	間伐などによって発生した林地残材については、有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。	伐採木などの腐材は、チップ等加工し法面保護工(緑化工)の基盤材として再利用する計画である。
<input checked="" type="checkbox"/>	冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。	ダム工事では日雨量30mm以上の降雨時は作業を行なわないよう計画している。また、改変地では、掘削後、法面保護工を行い、表土流出防止に努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	・ 緑化資材は郷土種の選定に努めることとし、外来種の侵入を抑制する。	緑化については原則として現地産植物の木本類や草木類を使用するため、使用する客土はあらかじめ現地掘削土(表土)をストックしておくき、自然植生の保護に努める。
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(2) 地形や地盤の改変に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模を低減するよう努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらに対する影響の低減に努める。	駒込ダムは十和田八幡平国立公園内に建設されることから、工事は「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書」に従って行う。緑化については原則として現地産植物の木本類や草木類を使用するため、使用する客土等あらかじめ現地掘削土(表土)をストックしておくき、自然植生の保護に努める。また、ストックヤードや仮設備ヤードについては、可能な限り自然の地形を利用し、大規模な掘削による造成は避ける。
<input checked="" type="checkbox"/>	地形の改変に当たっては、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用など、表土の保全と活用に努める。	緑化については原則として現地産植物の木本類や草木類を使用するため、使用する客土はあらかじめ現地掘削土(表土)をストックしておくき、自然植生の保護に努める。

(事業名 駒込ダム建設事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。</li> </ul>	<p>掘削に伴って発生する裸地部については、可能な限り早い時期に緑化する。また、工事用道路については舗装を行い土埃の影響の低減を図るほか、定期的な散水、工事用車両の洗浄に努める。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈砂池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止のための早期の植栽や緑化対策などに努める。</li> </ul>	<p>工事に伴う濁水対策としては、残土処理場や仮設備ヤード、ストックヤード等の主要な地点に沈砂池、コンクリート打設工事により発生する濁水に対しては濁水プラント等を計画している。また、掘削に伴って発生する裸地部については、可能な限り早い時期に緑化等の措置を講ずる。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などではできるだけ避ける。</li> </ul>	<p>工事では日雨量30mm以上の降雨時は作業を行なわないよう計画するとともに、ストックヤードや仮設備ヤードについては、可能な限り自然の地形を利用し、大規模な掘削による造成は避ける。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然環境や自然景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分に配慮するとともに、多自然型工法などに努める。</li> </ul>	<p>ダムの掘削や工事用道路計画および仮設備計画等に当たっては、極力大規模な法面が生じないように計画している。また、擁壁および護岸等の構造物の使用に当たっては、多自然型のものを使用し、覆土可能な箇所は現地発生土により覆土を行なう。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈の分断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。</li> </ul>	<p>地盤や岩盤の掘削を行う場合は、湧水や地下水の状況を確認しながら施工を行う。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水や地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。</li> </ul>	<p>残土処理場については地盤安定のために底盤部に暗渠を施行するが地盤沈下等の問題は生じない。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土や土砂の埋立てを行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、有害物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、周辺土壌や地下水の汚染防止に努める。</li> </ul>	<p>土工事は原則として場内流用としている。</p>
☑	<p><b>(3)水系や水辺の改変に係る環境配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尾根筋などの分水界や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。</li> </ul>	<p>工事用道路のルート選定、残土処理場および仮設備計画等の位置選定に当たっては極力自然地形を生かすよう配慮している。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。</li> </ul>	<p>ダム本体工事により一時的に河道ルートの変更を行うが、その際には、現在の流況と変化しないため、下流への影響等は無い。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。</li> </ul>	<p>ダム完成後においては、河川維持流量を確保し、駒込川の流況の改善を図る</p>

(事業名 駒込ダム建設事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカットなどに伴う伏流水や地下水の流路の分断を防止し保全に努める。</li> </ul>	<p>工事用道路については、基本的に極力法面の改変が少なくなると考えられている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。</li> </ul>	<p>駒込川は強酸性水の河川であり、魚類は生息しないため問題ない。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の自然環境や緑地の保全、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全及び向上に努める。</li> </ul>	<p>ダム完成後においては、河川維持流量を確保し、駒込川の流況の改善を図る。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境の再生や創出に努め、魚類などの水生生物の生態・生育環境の保全と創造に努める。</li> </ul>	<p>ダム完成後においては、河川維持流量を確保し、駒込川の流況の改善を図る。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。</li> </ul>	<p>駒込川は強酸性水の河川であり、魚類は生息しないため問題ない。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。</li> </ul>	<p>ダムおよびダム湖の景観、周辺環境整備等については、事業の進捗にあわせて随時詳細検討を行う予定である。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムなどの大規模な水面を形成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。</li> </ul>	<p>貯水池内の斜面調査を行い、ダム湖の水位変動に伴い崩壊する恐れのある法面に対しては、自然景観に配慮しつつ対策工を行なう予定である。また湛水に伴う、冷水、濁水、富栄養化等の水質問題については、シミュレーションを行い、問題の発生する可能性は小さいとの結論を得ている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。</li> </ul>	<p>貯水池内の斜面調査を行い、ダム湖の水位変動に伴い崩壊する恐れのある法面に対しては、自然景観に配慮しつつ対策工を行なう予定である。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な湖岸環境の保全と創出、中洲や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立てなどの水面開発や養殖施設の設定などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。</li> </ul>	<p>ダム管理棟等の施設については、今後、十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域管理計画書に従い、周辺自然景観との調和に配慮した設計を行う予定である。</p>
☐	<p><b>(4) 海域の改変に係る環境配慮</b></p>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境へ流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。</li> </ul>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置に当たっては、海岸景観の保全と周辺の地域景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
☑	<p><b>(5) 建設機材の稼働に係る環境配慮</b></p>	

(事業名 駒込ダム建設事業)

チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動による周辺的生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響を防止するよう努める。</li> </ul>	<p>ダム工事に使用する重機は、低騒音型および排出ガス対策型のものを使用し、環境への影響を極力抑える予定である。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動型の建設機械の活用、稼働時期の平準化、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。</li> </ul>	<p>ダム工事に使用する重機は、低騒音型および排出ガス対策型のものを使用し、環境への影響を極力抑える予定である。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>重機による地形変化に当たっては、適切な散水などにより土ほこりの発生防止に努める。</li> </ul>	<p>ダム工事においては、重機使用に伴う土埃発生防止や景観保全のために適切な管理計画を立案し、徹底させていく予定である。</p>
☑	<p><b>(6) 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮</b></p>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変に当たっては、土砂の地域外への搬出入の抑制に努める。</li> </ul>	<p>残土処理場は事業区域内に設けており、一般道路を経由することなく処理することとしている。また、土工については場内流用を基本としている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。</li> </ul>	<p>現地掘削土(表土)については、あらかじめストックし客土として使用する等、自然植生の保護に努めることとしている。また、植物等についても他地域への搬出は行わないこととしている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の土壌や地下水への影響の防止に努める。</li> </ul>	
☑	<p><b>(7) 廃棄物処理等への配慮</b></p>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。</li> </ul>	<p>地形改変等に際して生ずる伐根等は、チップ等に加工し環境資源として適切に再利用する。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。</li> </ul>	
☑	<p><b>2 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮</b></p> <p><b>(1) 道路(車道、歩道)、雨水排水路の設置に係る環境配慮</b></p>	
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物の繁殖地や生息地の移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。</li> </ul>	<p>1号工事用道路はダム完成後に管理用道路として使用するが、2～4号工事用道路はダム完成後に舗装等の構造物を撤去し、客土植栽を行い林地にして返地する計画である。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。</li> </ul>	<p>駒込ダムの道路工事は1～4号工事用道路のみである。各工事用道路は駒込川左岸の一部に集約するように計画されており、孤立するようないかなる森林はない。また、ダム工事中は一般車両の通行は禁止となり、通行車両が制限される。さらに、工事車両については走行車両台数の平準化、低速走行の徹底を図ることとしている。ダム完成後においては、2～4号工事用道路は構造物を撤去し林地に戻すこととしている。また、ダム管理用道路については一般車両の夜間通行禁止や速度制限等、野生動物の横断環境に配慮することとしている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上がれるような側壁の工夫に努める。</li> </ul>	<p>工事用道路は片切片盛を基本としており、複数の横断側溝排水路が設けられている。また、使用する側溝は300型を基本としている。</p>
☑	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の整備に当たっては、大気汚染物質が滞留しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスによる影響の防止と、緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。</li> </ul>	<p>工事用道路は全て新設であり、一般車両の進入はない。</p>

(事業名 駒込ダム建設事業)

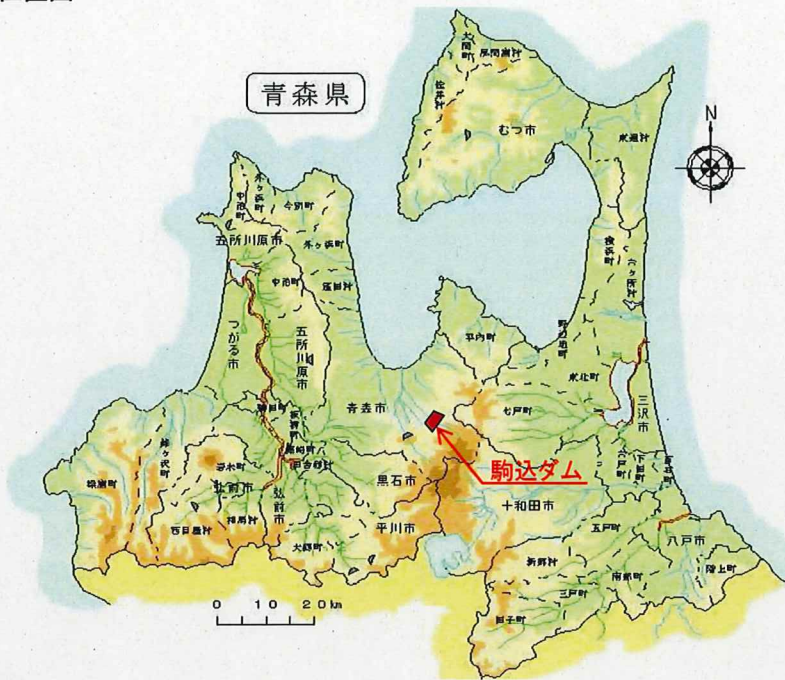
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の形成に配慮し、適切な緑化などによる景観の保全に努める。</li> </ul>	<p>工用道路等の整備に際しては、大規模法面の発生を極力抑えるように配慮するとともに、緑化は現地産植物の木本類や草木類を使用する。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化など良好な景観の形成に努める。</li> </ul>	<p>現在、整備している道路は、ダムの工事及び管理を目的とした道路であるため、眺望地点等を設ける予定はしていない。また、電線類の配線は、地中配線とする予定としている。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。</li> </ul>	<p>現在、整備している道路は、ダムの工事及び管理を目的とした道路であるため、街路樹等の整備は予定していない。また、ダム管理用道路については、一般車両の夜間通行禁止とする予定であるため、照明の整備を予定していない。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>(2) 基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの損壊の未然防止に努める。</li> </ul>	<p>基礎や地下建造物の建設等に当たっては、ボーリング調査を主体とした各種地質調査を実施し、得られた地盤や地質情報を基に構造物の設計を行う。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断や地下水排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液化等に伴うライフラインの分断の未然防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>(3) 低層建築物の建設に係る環境配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、眺望景観の確保に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不透透域化の防止や地下水浸透対策など地下水の涵養機能の維持や向上に配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより、快適な居住環境の確保に努める。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>(4) 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。</li> </ul>	<p>構造物は大規模法面の発生を抑える設計とする。また、法面の緑化に当たっては現地産植物と同種の木本類や草木類を使用する。</p>

(事業名 駒込ダム建設事業)

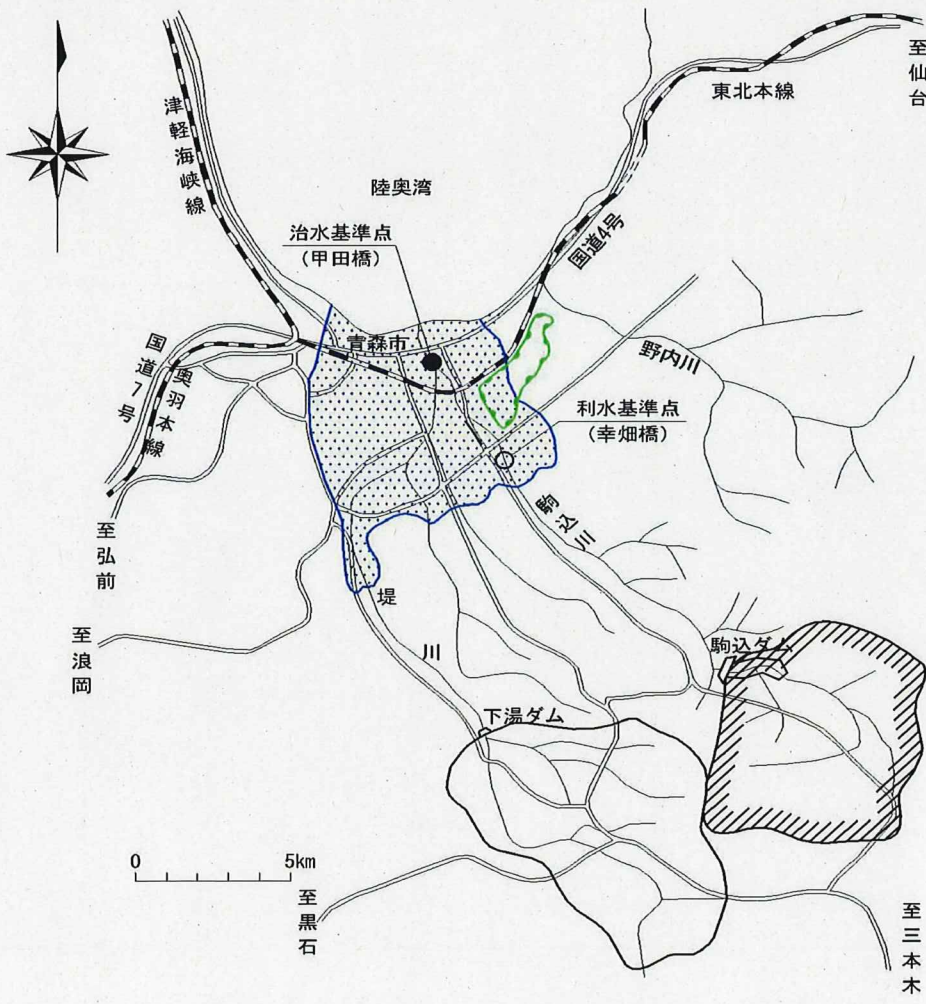
チェック欄	環境配慮指針	具体的な内容
<input checked="" type="checkbox"/>	地下水かん養域での建設に当たっては、建築物や舗装等による地表面の雨水等の不透透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による眺望景観の遮へい防止に努める。	ダム工事に必要な各仮設備等の位置選定に当たっては、県道青森田代十和田線から視認できない位置とし、設置する施設についても視認できない高さのものを採用することとしている。
<input checked="" type="checkbox"/>	地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へい防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望景観の保全に配慮する。	ダム計画地点が十和田八幡平国立公園内であることから、残土処理場等の位置選定に当たってはコンピュータグラフィックスを作成し、主要眺望地点からの景観を考慮した上で決定した。
<input checked="" type="checkbox"/>	高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(5) 高架構造物の建設に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	送電線や鉄塔などの高架構造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に十分配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。	ダム計画地点が十和田八幡平国立公園内であることから、工事用動力や商用電源の引き込みに当たっては、自然景観に配慮し決定する。
<input checked="" type="checkbox"/>	橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>(6) 海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮</b>	
<input checked="" type="checkbox"/>	海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。	
<input checked="" type="checkbox"/>	海底地盤が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。	

[全体計画図]

(1) 事業実施箇所位置図



(2) 全体計画平面図

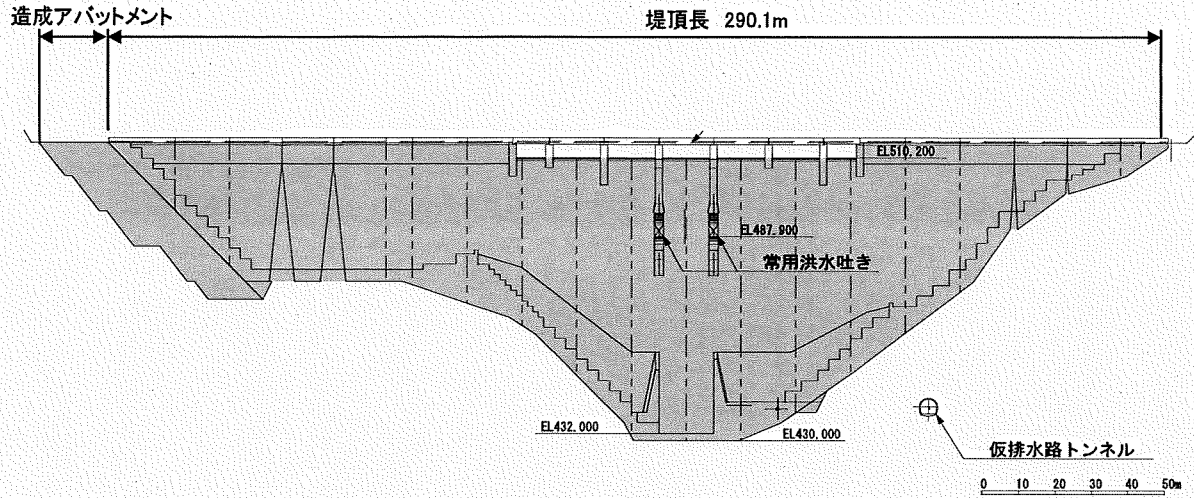


凡 例	
	ダムサイト
	湛水区域
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	不特定用水補給区域
	治水基準点
	利水基準点

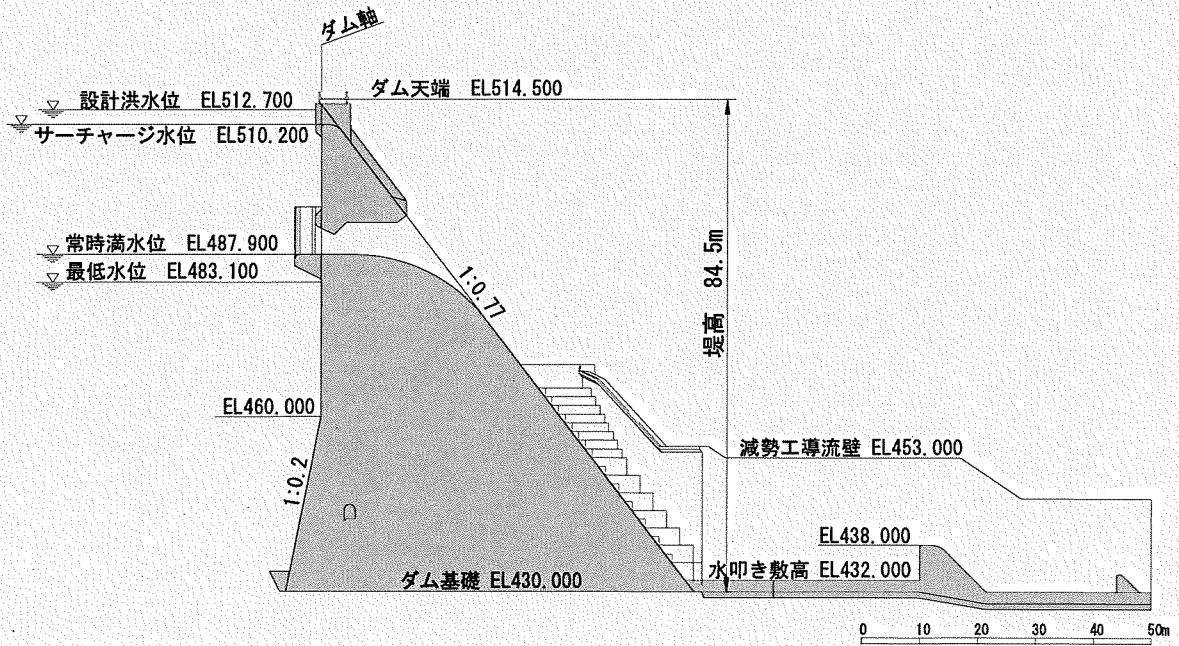


(3) 構造図

堤体下流面図



標準横断面図



駒込ダム計画地

